

## 健全化判断比率・資金不足比率の状況

健全化判断比率 (財政指標名)	令和元年度 A (%)	令和2年度 B (%)	差引 B-A	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)	資金不足比率 (公営企業会計名)	令和元年度 A (%)	令和2年度 B (%)	差引 B-A (%)
実質赤字比率	—	—	—	12.74	20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	17.74	30.00	下水道事業会計	—	—	—
実質公債費比率	10.2	10.1	△ 0.1	25.0	35.0				
将来負担比率	84.8	74.3	△ 10.5	350.0					

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は、実質赤字額・連結実質赤字額及び資金不足額がない(算定されない)ので、「—」で表示しています。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%です(公営競技は0%)。

上記の財政指標と会計区分の関係は、下記イメージのとおりです。

### 財政指標と会計区分のイメージ

			実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	資金不足 比率	
一般会計等	一般会計		↕					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計	↑	↑	↑	↑	
			介護保険特別会計					
			後期高齢者医療特別会計					
			介護サービス事業特別会計					
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計					↕
			下水道事業会計					
一部事務組合等	茨城県市町村総合事務組合(一般会計)他6会計							
第三セクター等	水海道あすなろの里							

## 健全化判断比率・資金不足比率の解説と算定方法

### 1 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計や特別会計のうち普通会計に相当する会計について、歳出に対する歳入の不足額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。単年度において収支が均衡することが一般的であり大原則ですが、赤字を翌年度に繰越し、解消できない場合さらに翌年度に繰越され、累積することも考えられるため、これらを含めた実質赤字額を標準財政規模と比較することで、赤字の深刻度を把握するものです。当市は、実質赤字比率を算定する実質赤字額がないため「-」で表示しています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### (1) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。  
標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

#### (2) 標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額を理論的に算出した数値です。

#### (3) 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するために、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

### 2 連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。すべての会計を合算することにより、地方公共団体全体として見た資金不足の深刻度を把握するものです。当市は、連結実質赤字比率を算定する連結実質赤字額がないため「-」で表示しています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 3 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標で、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や上下水道への公債費に対する繰出金、ごみ処理などを行う広域組合への公債費に対する負担金など、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合です。通常、過去3年の平均値を使用します。この数値が18%以上の団体は、地方債の発行に際し県の許可が必要となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(過去3年平均)} \text{ (地方債元利償還金} + \text{準元利償還金) - (特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

#### (1) 準元利償還金

公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金などです。

#### (2) 基準財政需要額算入額

普通交付税を算定する上で、地方公共団体の財政需要を合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設の維持するために必要な財政需要を、各行政項目ごとに算定した額の合計額を基準財政需要額といい、これらの各項目への算入額を示すものです。

#### 4 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。この指標は、一般会計等が負担する地方債などの債務だけでなく、第三セクターや近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設などの負債も含め、決算年度末での将来負担の程度を把握するものです。この比率が高い場合は、標準財政規模に比べ、将来負担額が大きいうことであり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

#### 将来負担額の内訳

- (1)一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とすることができる経費)
- (3)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (4)常総市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる常総市からの負担等見込額
- (5)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- (6)地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計
- (7)連結実質赤字額
- (8)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

#### 5 早期健全化基準

市町村の財政規模に応じて算定される基準で、実質赤字比率が11.25%から15%、連結実質赤字比率が16.25%から20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%とされています。地方公共団体は、いずれかの指標が早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政悪化の要因の分析を踏まえ、基準未達とすることを目標とする「財政健全化計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣や県知事に報告しなければなりません。

#### 6 財政再生基準

市町村の財政規模に応じて算定される基準で、実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が35%とされています。地方公共団体はこれらいずれかの指標が財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、必要最小限の期間内に実質赤字の解消等を目標とする「財政再生計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。

#### 7 資金不足比率

水道事業や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。この比率(△マイナス)が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業としての経営に問題があることとなります。常総市の公営企業は、資金不足額がないため算定されないで「-」表示となっています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

参考：平成20年3月「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」財団法人 自治総合センター  
平成21年度 市町村決算の概要 茨城県総務部市町村課  
平成23年度 地方公共団体財政健全化法のあらまし 地方財政調査研究会編